

# 業務仕様書

## 1 件名

2026年度豪州における現地代理店を活用した愛媛県観光PR事業委託業務

## 2 委託料（上限）

26,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

## 4 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 5 事業の目的

豪州から愛媛県への誘客・周遊促進を図るために、豪州市場における訪日旅行の特性や旅行者の興味・関心を踏まえながら、本県の強みであるコンテンツと近隣県からのアクセスの近さ・手軽さ・快適さについて戦略的かつ効果的にプロモーションを持続的に展開する必要がある。

本事業では、豪州現地の旅行会社及び消費者等へのプロモーションを実施し誘客につなげるため、現地の旅行会社及びメディア等のネットワークを有する現地代理店を活用し、継続的な営業活動及び消費者への効果的な情報発信並びに現地のマーケット調査により、本県観光のさらなる認知拡大と誘客促進を図る。

## 6 本事業において達成すべきアウトカム

下記の豪州等戦略的誘客促進事業全体の成果指標を踏まえ、本事業において達成すべきアウトカム（以下「本事業KPI」という。）を提案すること。なお、事業実施に際しては、協議会と協議のうえ決定することとする。

- ・本県の豪州等戦略的誘客促進事業全体の成果指標

豪州旅行者の県内延宿泊者数 2026年1月～12月の期間で9,800人

参考：2025年：6,640人 ※1月～11月

2024年：5,000人

2023年：3,630人

## 7 業務概要

本事業は、下記（1）～（4）を一貫して実施することにより、本事業KPIを達成することを目指すものである。（1）及び（2）については、2025年度の豪州等戦略的誘客促進事業における施策の概要を参考にしつつ、現地における施策を主として、本事業KPIを達成するために実行可能かつ最も効果的で効率的、さらには後年度においても持続的な効果が見込まれる方法・時期及び回数等を提案すること。

## <留意事項>

- ・ 協議会が保有する SNS の継続的な運用については、本事業では実施しない。ただし、(1)～(4)の業務に連動して実施することにより、より効果が見込まれる単発の SNS 発信等を妨げるものではない。
- ・ 本県観光のプロモーションやマーケティングを主としたオンライン広告配信は、本事業での実施を想定していない。ただし、(1)～(4)の業務に連動して実施することにより、特別に効果が見込まれる場合においては、提案を妨げるものではない。

### (1) 豪州現地における愛媛県観光の認知拡大のための活動

- ① 予算割当上限額：15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 内容  
豪州在住者に本県を訪日旅行の際の来訪先として認知させ、また来県意欲を喚起させるための施策を提案すること。なお、下記の事項に留意すること。
- ③ 留意事項
  - ・ 提案する施策における営業先について、リーチ可能な営業先を例示すること。
  - ・ 企画・運営に必要となる一切の手配及び連絡調整を受託者が行うことを前提とする。
  - ・ 本業務に係る必要経費は全て、委託料の範囲内で行うことを前提とする。当該必要経費には、メディア等媒体の出稿料、メディア招請旅費・受託者の旅費、交際費等の経費も全て含む。

### (2) 豪州旅行者の実需拡大のための活動

- ① 予算割当上限額：15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 内容  
豪州在住者が訪日旅行検討の際に、本県への来訪を具体的に計画し、来訪につながる実需拡大のための施策を提案すること。なお、下記の事項に留意すること。
- ③ 留意事項
  - ・ 提案する施策の営業先について、リーチ可能な営業先を例示すること。
  - ・ 企画・運営に必要となる一切の手配及び連絡調整を受託者が行うことを前提とする。
  - ・ 本業務に係る必要経費は全て、委託料の範囲内で行うことを前提とする。当該必要経費には、旅行商品造成支援費（マーケティング費用を含む。）、旅行会社招請旅費、交際費等の経費も全て含む。

### (3) 協議会職員の現地業務支援等

- ① 「Japan Roadshow」（以下「商談会」という。）への出展対応  
JNTO シドニー事務所主催の商談会において、愛媛県観光ブースを出展する際は、準備、当日対応及びフォローアップ等を行う。
  - ア) 実施時期：2回・各2都市を想定  
※2025年度は8月シドニー・メルボルン、2月シドニー・ブリスベンにて実施
  - イ) 実施場所：豪州国内（JNTO シドニー事務所のアナウンスによる）

#### ウ) 留意事項

- ・商談会における参加申込は協議会が行うものとする。
- ・出展料の支払いは受託者が行うほか、必要に応じて主催者との連絡調整等のサポートを行うこと。
- ・商談会出展料は、本事業の委託費に含む。
- ・本業務に伴う受託者の出張旅費は、本事業の委託費に含むものとする。
- ・本業務には、通訳業務は含まない。

#### (2) 現地旅行会社及びメディア訪問

商談会の出展等に合わせて協議会職員が豪州へ出張する場合は、本県誘客に効果的と思われる現地旅行会社及びメディア等への訪問を行うこととし、訪問先の選定、連絡調整、訪問時のサポート及びフォローアップ等を行う。

ア) 時期：商談会の出展や現地イベント等に合わせて実施（4回を想定）

イ) 場所：延べ8都市を想定

ウ) 訪問社数：各都市1回の訪問あたり、それぞれ3社以上

エ) 留意事項

- ・本業務に伴う受託者の出張旅費は、本事業の委託費に含むものとする。
- ・本業務には、通訳業務は含まない。

#### (4) 施策立案のための豪州市場動向調査・情報収集等

(1)～(3)の業務を経て、直近の豪州における訪日旅行トレンドや、一般消費者や現地旅行会社等が本県をどのような地域として位置付けているかの調査を行い、結果を報告するとともに、今後のプロモーションの方向性等について提案し、協議会と協議すること。

ア) 報告回数：4半期に1回以上

イ) 協議回数：報告に合わせて、1時間から2時間程度のウェブ協議を実施すること。

### 8 総括責任者及び担当者について

受託者は、業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、本事業においては、戦略的かつ一貫したPR効果を最大化するため、旅行会社及びメディア対応を行う者はそれぞれ固定とし、年度途中の変更は原則認めない。

### 9 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

### 10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も

同様とする。

- ・ 本事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

## 11 著作権等の取扱い

- ・ 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないよう、受託者が責任をもって調整すること。
- ・ 構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むこととする。
- ・ 協議会又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。
- ・ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・ 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める権利については、協議会に帰属するものとする。

## 12 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。なお、提出に際して必要となるメモリ購入費・郵送費等は委託料に含めるものとする。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書
- ・ 本事業における制作物（データ及び現物）及び収集データすべて
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

## 13 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 不慮の社会情勢等の理由により、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があることに留意。
- ・ 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管すること。
- ・ 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。

- ・ 協議会との協議・連絡等における使用言語は、日本語を基本とする。
- ・ 受託者は、内容やスケジュールを協議会と十分に協議の上実施するほか、進捗状況について、隨時、報告すること。また、制作物の作成に際しては、複数回（原則3回）の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議のうえ決定する。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

<甲：愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会、乙：受託者>

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。  
3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。  
4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。  
3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。